

自動車事故報告書の記載例

別記様式（第3条関係）

（表）

報告書は3部提出すること
（受付印押印）

自動車事故報告書	
国土交通大臣 国土 太郎 殿 自動車の使用者の氏名又は名称 北陸信越運輸株式会社 住所 新潟県新潟市中央区万代2-2-1 電話番号 025-244-7579 平成 28 年 6 月 30 日 提出	
☆発生日時	平成 28 年 6 月 20 日 21 時 30 分
天 候	1 晴れ 2 曇 (3) 雨 4 雪 5 霧 6 その他
☆発生場所	新潟 都道 小千谷区(市) 三仏生区(町) 3547-12番地 府県 郡 村
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置	北陸信越運輸株式会社 長岡営業所 新潟県長岡市撰田屋町2643-1
☆自動車登録番号 又は車両番号	長岡 100あ 49 長岡 100あ 449
☆当時の状況	当該営業所の運転者〇〇は、6月20日午後5時に出社し、乗務前点呼を午後6時30分に受け、荷主の●●に向け出庫した。午後7時に●●に到着し荷物を積み込み、午後9時に群馬県高崎市へ向け出発した。その後、上記場所付近の国道17号線を約70キロで走行中、赤信号で停車していた乗用車3台の列に追突した。当該運転者にはケガはなかったが、最初に追突した乗用車の運転者が右足の骨折の重傷、さらに前の乗用車の運転者が首に軽傷を負った。
☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること）	
☆当時の処置	乗用車側に被害者がいることを確認したため、至急消防、警察に連絡した。その後、被害者は病院に運ばれた。当該運転者は警察に取り調べを受け、長岡警察署に移動した。
事故の原因	脇見運転による前方停止車両の発見の遅れとスピードの出し過ぎ
再発防止対策	乗務員全員を集め、関係法令の遵守の徹底を行った。
※備考	

報告書を提出する時点の国土交通大臣を記入する

時間は24時間制で記入

乗合バス事業の管理の受委託の許可を受けている場合は、委託者が提出（貸切バス委託型の場合の使用者名は、連盟とする）

事故発生から30日以内に提出

・道路名は、国道、県道、市道等具体的に記入
・高速道路等の場合はその名称も記入
・高速道路の場合は、「上り線」、「下り線」の区分と〇〇kpを記入

場所は、地番まで記入

営業所名まで記入

・けん引車が被けん引車を連結して事故を引き起こした場合に記載
この場合の報告者は、けん引車の使用者

・次に掲げるものを（何処で、誰が、どんな事を、どれだけの）要領で記載
イ. 出発地、出発の時刻、目的地
ロ. 運行の状況、乗車人員、積載物・量
ハ. 事故当時の速度、位置関係、乗務員のとった措置、事故後の状況、地形、道路状況、スリップの軌跡
ニ. 死傷者の氏名、性別、年齢、負傷者の程度（当事者と相手側と分ける）

警察、家族、会社等へ連絡、死者又は負傷者にとった処置、病院への収容状況、旅客、積荷等の処置を記入

・事業者として講じたものを具体的に記入
・事故原因が明らかになってから講ずる場合は「原因究明結果待ち」と記入し、緊急的に講じた対策についても記入

・警察の調査、運転者及び目撃者の証言等を参考に記入
・なぜ、前方不注意か？脇見、漫然等が分からないと、システム入力できない

記載しないこと

（日本工業規格A列4番）

(注)

- (1) ☆印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。
なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
- (2) ※印欄は、記入しないこと。
- (3) ☆印欄及び※印欄以外の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- (4) ◆印欄は、事故が第2条第11号又は12号のみに該当する場合には、記入を要しない。
- (5) 時刻の記入は、24時間制によること。
- (6) 「区分」の記入は、次の区分によること。
 - 1 転覆 当該自動車は道路上において路面と35度以上傾斜したとき。
 - 2 転落 当該自動車は道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
 - 3 路外逸脱 当該自動車の車輪が道路（車道と歩道の区分がある場合は、車道）外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
 - 4 火災 当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。
 - 5 踏切 当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
 - 6 衝突 当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。
 - 7 死傷 死傷者を生じたとき（9に該当する場合を除く。）
 - 8 危険物等 第2条第5号又は第6号に該当する事故
 - 9 車内 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客（乗降する際の旅客を含む。）を死傷させたとき。
 - 10 飲酒等 第2条第8号に該当する事故
 - 11 健康起因 第2条第5号に該当する事故
 - 12 救護違反 第2条第10号に該当する事故
 - 13 車両故障 第2条第11号又は第12号に該当する事故
 - 14 交通傷害 第2条第13号又は第14号に該当する事故
 - 15 その他 1から14までに該当しないとき。
- (7) 2種類以上の事故が生じたときには、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。
- (8) 「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。
ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。
- (9) 「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。
- (10) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故当時当該自動車に積載していたものをいう。
 - 1 危険物 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - 2 火薬類 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - 3 高压ガス 高压ガス保安法第2条に規定する高压ガス
 - 4 核 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - 5 R I 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物又は同条第4項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によって汚染された物
 - 6 毒劇物 シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
 - 7 可燃物 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- (11) 「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその取得状況に該当するものを○で囲むこと。
 - 1 制限外許可 道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条の規定による許可
 - 2 特殊車両通行許可 道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2の規定による許可
 - 3 保安基準の緩和 道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和であって、道路運送車両の保安基準第2条第1項、第4条及び第4条の2に係るもの
- (12) 「イエローカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。
- (13) 「種類」の欄の「ロ 自動車専用道路等」は、道路法第48条の2第1項又は第2項の規定による指定を受けた道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
- (14) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路（車道と歩道の区別がある場合は、車道）の総幅員とする。
- (15) 「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方30メートル以内に交差点があった場合とする。
- (16) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。
- (17) 「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等（貸切旅客のみ）」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けている者（以下「旅行者等」という。）又は同法第23条の規定による旅行サービス手配業の登録を受けている者である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行者等又は旅行サービス手配業者の登録番号を記載すること。
- (18) 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をいう。
- (19) 「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。
- (20) 「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該貨物自動車運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、事故の際に運送していた貨物に関して当該荷送人と運送契約を締結した者等の当該貨物の運送に関して運送契約を締結した全ての者を記載すること。
- (21) 「運送形態」の欄の「2 その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷受人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。
- (22) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第72条第1項の交通事故に関して記入する。
- (23) 「過去3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を○で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所（又は受診機関）を具体的に記入すること。
- (24) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第5号に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
- (25) 「運行管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者のことである。
- (26) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。

自動車事故報告書（裏面）の「区分」は、以下のとおりです。

(1) 転 覆

自動車が道路上において路面と35度以上傾斜したとき

(2) 転 落

自動車が道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき

(3) 路外逸脱

自動車の車輪が道路（車道と歩道の区分がある場合は、車道）外に逸脱した場合で「転落」以外のとき

(4) 火 災

自動車又は積載物品に火災が生じたとき

(5) 踏 切

踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき

(6) 衝 突

鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、可牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき

(7) 死 傷

死者（事故発生後24時間以内に死亡したもの）または重傷者（自動車損害賠償法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害）を生じたとき（「車内」に該当する場合は除く）

(8) 危険物等

- ・ 次の積載物の全部または一部が飛散または漏えいしたとき
 - イ 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - ロ 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - ハ 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス
 - ニ 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物又は同条第4項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によって汚染された物
 - ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物
 - ト 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する可燃物
- ・ 自動車に積載されたコンテナが落下したもの

(9) 車 内

操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客に傷害（自動車損害賠償法施行令第5条第4号に掲げる傷害）が生じたとき

（10）飲酒等

酒気帯び運転（道路交通法第65条第1項に規定する違反行為）、無免許運転（道路交通法第64条に規定する違反行為）、大型自動車等無資格運転（道路交通法第85条第5項から第9項までに規定する違反行為）又は麻薬等運転（道路交通法第117条の2第3号の罪に当たる行為）を伴う事故

（11）健康起因

運転者の疾病により運行できなくなったとき

（12）救護違反

救護義務違反（道路交通法第117条の罪に当たる行為）があったもの

（13）車両故障

- ・自動車の装置の故障により運行できなくなったとき
- ・車輪の脱落、被牽引車（トレーラ）の分離を生じたもの

（14）交通障害

- ・橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上鉄道の運行を休止させたもの
- ・高速自動車国道又は自動車専用道路を3時間以上の通行を禁止させたもの

（15）その他

（1）から（14）までに該当しないとき